

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人に対する調査結果について

青森県教育庁職員福利課

1 経緯

青森県教育委員会では、特例民法法人の指導監督を充実させるため、平成13年度から所管特例民法法人（旧財団・社団法人）に対する立入調査を概ね3年に1度実施することとしております。

この度、平成21年度の実施状況の結果を取りまとめましたので、その概要について公表します。

2 結果概要

(1) 調査法人数

所管法人数	平成21年度調査実施法人数	
		実施率
101法人	32法人	31.7%

注1 「所管特例民法法人数」は平成21年12月1日現在のものです。

2 知事部局および警察関係特例民法法人は、含まれておりません。

(2) 主な指導事項

事業の実施状況

- ・事業報告書及び事業計画書を適正に作成すること。
- ・積極的に事業を実施すること。
- ・奨学金事業・助成事業に関し規程等を定め、奨学生選考の透明化を図り、適切に運営すること。

役員等の状況

- ・会員の入会申込み手続きは定款に則り行うこと。
- ・会費の納入規程を整備すること。
- ・理事と評議員を兼務させないこと。

会議の開催状況

- ・予算審議及び決算審議のため、総会、理事会及び評議員会を年2回以上開催すること。
- ・評議員会と理事会を個別に開催すること。
- ・評議員会の議長を定款（寄附行為）に則り選任すること。
- ・議事録を適切に作成すること。
- ・評議員会の議事録の作成に関して定款（寄附行為）の規定を整備すること。

- ・総会の本人出席率を上げるよう努めること。

資産の管理状況

- ・内部留保の減少に努めること。
- ・積立金等について、基金規程を整備の上、基金管理するなど、適切に管理すること。

会計の処理状況

- ・公益法人会計基準に則り、財務諸表を適切に作成すること。
- ・固定資産の減価償却を行うこと。
- ・日常の会計処理について、決裁手続等を行うこと。
- ・事務処理規程等を作成し、適切な事務執行に努めること。
- ・財産の内容を確認して適切に財産目録に計上すること。
- ・公印、通帳等の取扱いについては、チェック機能強化の観点から、管理者を別にするとともに、複数体制で処理するなど、適正に管理する体制を整えること。

登記、認可及び届出等の状況

- ・役員改選ごとに役員の就任承諾書、履歴書を作成し、県教育委員会に役員変更を届け出ること。
- ・登記事項に変更が生じた際、速やかに登記事務を行い、県教育委員会に報告すること。
- ・定款（寄附行為）の変更を適正に行うこと。
- ・県教育委員会への届出は期限に遅れないこと。

備付書類及び帳簿の状況

- ・財産台帳、備品台帳を作成すること。
- ・日常の会計処理に関する帳簿を適切に作成すること。
- ・特別会計の書類を適切に作成すること。

業務及び財務に関する情報公開の状況

- ・ホームページ等によるディスクロージャー（財務情報の透明化）に努めること。